PTA さっぽろ (4)

への損傷などの補償といったPTA活動にかかわる賠償責任補償事業をPTA活動中のケガへの補償を行っています。さらに、身体への障害、物品

扶助の精神のもと、園児、児童、生徒の学校管理下外のケガと保護者等の

みんなは一人のために」という相互

当共済会は二人はみんなのために

進めています。

共済金の給付事業を行う一方、安全普及啓発事業も行っています。主な



取り組んでいます安全教育にも

ございます。日頃より、当共済会の事業運営にご理解、ご協力を賜り誠にありがとう

一般社団法人 札幌市PTA共済会 理事長 土田 修

事故報告・共済金 請求手続きについて

交通安全標語を入れた交通安全旗とポスターを作成し、各園・学校に配布標語コンクール」を行っています。各区の最優秀作品の表彰と受賞された

行っています。③各区のPTA連合会との共催による事業では、「交通安全は、「命の授業」と称し、中学校で行われる命にかかわる授業に対し支援をんズによる「交通安全教室」を行っています。②中学校を対象とした事業で活動として、①幼稚園・小学校を対象とした事業では、演劇ユニットわんわ

し交通安全の啓発活動に役立てていただいています。

にも力を入れています。今後とも一般社団法人札幌市PTA共済会をよろ

このように共済給付事業だけではなく、子どもたちの安全を守る事業

この共済金給付制度には、学童(園児・児童・生徒)のための「学校管理下外を補償する共済」と保護者等のための「PTA活動中を補償する共済」の二つがあります。

お知らせ ★事故があったら

対象となる事故にあった場合は、速やかに「事故報告書」の提出が必要です。学校のPTA共済会担当の先生へご連絡願います。

※ケガをした日からその日を含めて30日以内に報告がない場合は、共済金の支払ができないことがありますので、ご注意ください。

★ケガの治療が終わったら

PTA共済会からの

治療終了後、「共済金請求書兼治療申告書」を学校のPTA共済会担当の 先生へ提出してください。学校管理下外の事故を請求する場合は、ケガを した日から起算して3日目以降においても治療が続いている状態、という 「日数条件」があります。PTA活動中の事故に日数条件はありません。ま た、共済金の支払限度日数は、事故が発生してから180日となっています ので、治療途中であっても180日が経過しましたら、請求してください。

★診断書が必要な場合は

共済金請求額が5万円以上の時、入院を伴う手術をした時は医師の診断書(コピー可)が必要です。その他の場合は、領収書又は診療明細書(いずれもコピー)を添付してください。

★不明な点は

各学校のPTA共済会担当の先生または札幌市PTA共済会の事務局へお問い合わせください。 札幌市PTA共済会 TEL(011)671-2372

「領収書」又は 「診療明細書」が 必要です!

医療機関で領収書が発行されない通院の日は「診療明制」の発行をおいまうに保管して「請求書乗り出いてください。

